

令和4年11月15日

保護者の皆様

呉市立吉浦小学校
校長 税所 正紀

季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について

平素より本校教育推進のために、格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。
さて、これまで呉市立小・中・高等学校においては、児童生徒が季節性インフルエンザにより出席停止となった後、回復して再度登校する場合には、医療機関において記入された「インフルエンザ罹患証明書」にその後の経過を記入した「インフルエンザ経過報告書」を提出していただいております。

この度、呉市教育委員会学校安全課から季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について通知がありました。今後は、これまでの「インフルエンザ罹患証明書」（「インフルエンザ経過報告書」）の提出をお願いしないこととなります。

書類の提出は不要ですが、電話でご連絡いただく際に、氏名・学年・クラスと併せて発症日を報告していただきますので、受診した医療機関で確認しておいてください。

学校保健安全法施行規則第19条第2項インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過するまで』とされていますので、その期間は自宅で療養させてください。

発症後3日を経過しても解熱しないなど、症状が回復しない場合は、必要に応じて学校へご連絡ください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いします。

季節性インフルエンザの出席停止期間について

呉市学校安全課
呉市子育て施設課

季節性インフルエンザに罹患した場合、「発症後5日間」かつ「解熱後2日間（乳幼児は3日間）」は、出席停止になります。

令和4年11月14日から、季節性インフルエンザ回復時の「罹患証明書（経過報告書）」は不要となりますので、出席停止期間終了後に、登校（園）してください。

なお、出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断します。検査結果等の書類は不要ですが、受診時に必ず確認してください。

●発症日	熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの症状が出はじめた日（医師が判断）
●発症後5日間	発症した日を0日として、そこから5日間を経過する日まで
●解熱後2日間 （乳幼児は3日間）	解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目とし、解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）で過ごせる日を2日間（乳幼児は3日間）経過するまで

【出席停止期間早見表】（児童生徒）

発症日	発症後5日間は、全員出席停止					発症日から		
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目			登校可		
出席停止								
		解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目				
出席停止								
			解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可		
出席停止								
				解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可	
出席停止								

【出席停止期間早見表】（乳幼児）

発症日	発症後5日間は、全員出席停止					発症日から			
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目		登園可			
出席停止									
		解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目				
出席停止									
			解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	登園可		
出席停止									
				解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	登園可	
出席停止									
					解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	登園可
出席停止									

季節性インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

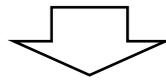
呉市学校安全課

呉市子育て施設課

① 季節性インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。受診前には必要に応じて医療機関や受診・相談センター等へ事前に電話相談をしてください。

ご不明な点は、学校（園）へお問い合わせください。



② 医療機関受診・季節性インフルエンザと診断

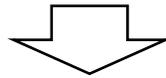
季節性インフルエンザと診断されたら、発症日等を医師に確認してください。診断結果等の書類がなくても、口頭で構いません。



③ 学校（園）に電話で報告

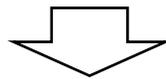
学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

- ①乳幼児児童生徒の氏名
- ②学年・クラス（乳幼児の場合は、年齢）
- ③医療機関で確認した発症日



④ 自宅安静

発症後5日かつ解熱後2日（乳幼児にあつては3日）を経過するまでは登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。



⑤ 必要期間安静後、登校（園）

療養期間の経過後は登校（園）することができます。

なお、登校（園）許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。